

## 令和8年度会計年度任用職員 公募一覧表

NO	募集職種 ◇配属先・《問い合わせ担当課》	募集 人数	職務内容・勤務時間・賃金	必要な資格・技能など
1	一般事務員(障害者雇用) ◇市役所本庁または各市民センター 《総務課・43-1111》	1人	各課での一般事務等(配属先は面談の上決定) 6時間×週5日(週30時間)以内◇時給1,345円	身体障害者手帳・精神障害者 保健福祉手帳・療育手帳のい ずれかをお持ちの方 簡単なパソコン操作 窓口、電話応対
2	書類送達員 ◇市役所本庁 《総務課・43-1111》	1人	各施設間の書類等の運搬業務 4時間×週3~4日(週16時間)以内◇時給1,228円	普通自動車免許
3	一般事務員 ◇市役所本庁 《市民生活課・43-1634》	2人	市民生活課での窓口業務及び一般事務等 6~7時間×週3~4日(週19時間)以内◇時給1,228円	一通りのパソコン操作 窓口、電話応対
4	多文化共生相談員 ◇市役所本庁 《人権推進課・43-1635》	1人	外国人市民の生活支援、相談、翻訳、通訳 国際交流及び日本語教室に関すること 多文化共生の推進に関すること 5~6時間×週5日(週29時間)以内◇時給1,616円	一通りのパソコン操作 普通自動車免許があれば望ま しい 外国語が堪能であること
5	地域共生マネージャー ◇隣保館(宮ノ原・鹿川・三高・大柿) 《人権推進課・43-1635》	1人	地域共生社会の推進に関すること 国際交流及び日本語教室に関すること 隣保館4館(市内)の地域共生社会推進のプロデュース等 5~6時間×週5日(週29時間)以内◇月給229,300円	社会福祉士、社会福祉主事、 教育職員免許状のいずれかを お持ちの方 一通りのパソコン操作 普通自動車免許があれば望ま しい 外国語が堪能であること
6	一般事務員 ◇江田島市民センター 《江田島市民センター・42-1111》	2人	江田島市民センターでの窓口業務及び一般事務等 5~6時間×週5日(週29時間)以内◇時給1,228円	一通りのパソコン操作 普通自動車免許
7	一般事務員 ◇小用交流プラザ(小用出張所) 《江田島市民センター・42-1111》	3人	生涯学習及び地域活動の支援、出張所事務 3~4時間×週5日(週19時間)以内◇時給1,228円	一通りのパソコン操作 普通自動車免許
8	一般事務員 ◇能美市民センター 《能美市民センター・40-2777》	2人	能美市民センターでの窓口業務及び一般事務等 3~4時間×週5日(週19時間)以内【午前・午後勤務各1人】 ◇時給1,228円	一通りのパソコン操作 普通自動車免許
9	一般事務員 ◇高田交流プラザ(高田出張所) 《能美市民センター・40-2777》	1人	高田交流プラザ(高田出張所)での一般事務等 4時間×週2~3日×(週12時間)以内 ◇時給1,228円	一通りのパソコン操作 普通自動車免許
10	一般事務員 ◇沖美市民センター及び三高支所 《沖美市民センター・48-0211》	1人	沖美市民センター及び三高支所での窓口業務及び一般事務等 7時間45分×週5日(週38時間45分)◇月給189,556円	一通りのパソコン操作 普通自動車免許
11	一般事務員 ◇市役所本庁 《社会福祉課・43-1638》	1人	一般事務(書類作成、入力作業、電話応対等) 5~6時間×週5日(週29時間)以内◇時給1,228円	一通りのパソコン操作 普通自動車免許
12	地域包括支援センター員 (介護支援専門員) ◇市役所本庁 《高齢介護課(地域包括支援センター) ・43-1640》	1人	介護予防サービス・支援計画書作成業務 5~6時間×週5日(週29時間)以内◇時給1,569円	介護支援専門員 一通りのパソコン操作 普通自動車免許
	地域包括支援センター員 (経験のある看護師) ◇市役所本庁 《高齢介護課(地域包括支援センター) ・43-1640》	1人		看護師(経験が必要・准看護師 は不可) 一通りのパソコン操作 普通自動車免許
13	保育士(フルタイム) ◇各保育施設 《子育て支援課・42-2852》	5人	各保育施設での保育業務等(勤務場所は応相談) 7時間45分×週5日(週38時間45分)◇月給220,649円	保育士・幼稚園教諭免許 一通りのパソコン操作
14	保育士(パートタイム) ◇各保育施設 《子育て支援課・42-2852》	6人	各保育施設での保育業務等(勤務場所は応相談) 5~6時間×週5日(週29時間)以内◇時給1,429円	保育士・幼稚園教諭免許 一通りのパソコン操作
15	子育て支援員 ◇子育て世代包括支援センター 《子育て支援課・42-2852》	2人	ひろば(オープンスペース)の運営、子育て関連情報の提供、 子育てに関する相談等 6時間×週2~3日(週18時間)以内◇時給1,345円(資格なし 1,258円)	子育て支援員研修修了者(資 格なしでも応募可) 子育て支援に関心のある方

## 令和8年度会計年度任用職員 公募一覧表

NO	募集職種 ◇配属先・《問い合わせ担当課》	募集 人数	職務内容・勤務時間・賃金	必要な資格・技能など
16	子育て支援員(保育士) ◇子育て世代包括支援センター、各保育施設 《子育て支援課・42-2852》	1人	ひろば(オープンスペース)の運営、子育て関連情報の提供、子育てに関する相談、各保育施設での保育業務等 6時間×週2~3日(週18時間)以内◇時給1,429円	保育士・幼稚園教諭免許
17	母子・父子自立支援員兼子ども家庭支援員 ◇子育て世代包括支援センター 《子育て支援課・42-2852》	1人	児童虐待及び養育に係る相談業務、母子家庭及び父子家庭の自立支援に係る相談業務等 7時間15分×週4日(週29時間)以内◇時給1,616円(資格なし1,429円)	児童福祉等の学科を履修した者等(資格なしでも応募可) 一通りのパソコン操作 普通自動車免許
18	一般事務員 ◇市役所本庁 《企画振興課・43-1630》	1人	市の情報発信に関する活動全般、企画振興課での事務補助、電話応対等 5~6時間×週5日(週29時間)以内◇時給1,228円	普通自動車免許、一定水準以上のパソコン操作及び各種情報発信ツール操作(フェイスブック、LINE等のSNS)
19	有害鳥獣被害対策相談員 ◇市役所本庁 《農林水産課・43-1642》	1人	イノシシ等の有害鳥獣による心配ごとや困りごとに対する相談対応、現地確認、補助制度の紹介等 7時間15分×週4日(週29時間)以内◇時給1,429円	普通自動車免許 狩猟免許所持者が望ましい
20	インフラ施設等清掃員 ◇市役所本庁 《建設課・43-1646》	1人	インフラ施設等(道路、港湾、漁港、公園、ポンプ場等)の清掃、除草、倒木処理及び積込み運搬作業並びにインフラ施設の点検、軽微な修繕等 5~6時間×週5日(週29時間)以内◇時給1,345円	簡単なパソコン操作 普通自動車免許
21	業務員 ◇市内小中学校 《学校教育課・43-1900》	1人	学校設備の軽微な修理・修繕・校庭の草刈りや低木の剪定等 勤務校の就業時間の中で週19時間以内 ◇時給1,228円	普通自動車免許 草刈り機等環境整備に係る機器が使えること 設備の軽微な修理・修繕の技能があること
22	ICT支援員 ◇市内小中学校 《学校教育課・43-1900》	1人	市内小中学校の授業や校務に係るICT関連のサポート 勤務校の就業時間の中で週29時間以内 ◇時給1,569円	教育の情報化についての知識・技能があること 普通自動車免許
23	非常勤講師フルタイム ◇市内小中学校 《学校教育課・43-1900》	3人	市内小中学校における教科指導等 勤務校の就業時間による週38時間45分 ◇月給280,665円(残業代含む。)	小学校教諭免許状または中学校教諭免許状
24	非常勤講師パートタイム ◇市内小中学校 《学校教育課・43-1900》	3人	市内小中学校における教科指導等 勤務校の就業時間の中で週18時間以内 ◇時給2,683円	小学校教諭免許状または中学校教諭免許状
25	学習支援講師(教員資格) ◇市内小中学校 《学校教育課・43-1900》	3人	特別支援学級の指導補助等 勤務校の就業時間の中で週29時間以内 ◇時給1,616円	小学校教諭免許状または中学校教諭免許状
26	部活動指導員 ◇市内中学校 《学校教育課・43-1900》	1人	部活動に係る実技指導や各種大会への生徒引率等 勤務校の就業時間の中で週9時間以内 ◇時給1,510円	次のいずれかに該当する方 ・公益財団法人日本スポーツ協会又は当該運動種目中央競技団体が認定する指導者資格を有する方 ・学校の部活動において指導した経験を有する方又は地域の活動において指導した経験を有する方 普通自動車免許
27	放課後児童支援員・放課後児童補助員 ◇各放課後児童クラブ 《生涯学習課・43-1902》	9人	各放課後児童クラブでの放課後健全育成事業に係る業務 3~4時間×週3~5日◇時給1,345円(資格なし1,258円)	放課後児童支援員認定資格(資格がない場合も可)
28	一般事務員 ◇消防本部総務課 《消防本部総務課・40-0351》	1人	消防団の運営事務等 5~6時間×週5日(週29時間)以内◇時給1,228円	一通りのパソコン操作 普通自動車免許 消防防災に関する知識と経験のある方

◇地方公務員法第16条の欠格条項◇

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処された者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者